

浮蓋構造の屋外タンクの基準 - 西日本防災システム

基準 E

簡易フロート SUS製以外
《浮蓋の構造》
◎通気管を設ける。 ◎回転を防止する設備を設ける。 ◎外周縁の被覆 ◎発火防止措置 ◎静電気防止措置を設ける ◎浮力は浮蓋重量の2倍以上 2室破損時の浮力は浮蓋の重量以上 比重が0.7以上の場合は0.7で計算 ◎浮蓋部分の相互接続箇所は回転性を有する構造 ◎フロートチューブの円周方向に溶接接合が無い構造 ◎ $V5=1.0$ を越えるもの又は内径が30mm未満のものはフロートの長さが6m以下
《可燃性蒸気の排出設備》
◎可燃性蒸気の排出設備を設ける(不活性ガス封入設備があるものを除く。)
《浮蓋の状態を点検する設備》
◎浮蓋の状態を点検する設備を設ける(不活性ガス封入設備があるものを除く。)
《吹き上げ防止措置》
◎下記のうちいずれかを設置する ① 配管内に滞留した気体が、タンク内に流入することを防止する設備 ② タンク内に流入した気体を分散させる設備 ③ 上記以外で気体流入による浮蓋の損傷を防止する設備
《経過措置等》
◎下記①又は②を満たす場合は新基準を適用しません ① 既存タンクで引火点が40度以上の場合は可燃性蒸気を検知する設備を設置 ② 既存タンクで引火点が40度未満の場合は不活性ガス充填及び可燃性ガスを検知する設備を設置
上記以外のタンクについての経過措置は平成36年3月31日



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 